

鳥取海区漁業調整委員会委員候補者の評価に関する要領

(趣旨)

第1 この要領は、鳥取海区漁業調整委員会委員候補者評価委員会（以下「評価委員会」という。）が、鳥取海区漁業調整委員会の委員候補者（以下「委員候補者」という。）を評価することについて、その過程の公平性及び透明性を確保するため、必要な事項を定める。

(評価方法)

第2 委員候補者の評価は、漁業者・漁業従事者委員（以下「漁業者等委員」という。）、学識経験委員及び中立委員の区分ごとに、次の各号に掲げる手順に基づき行うものとする。

- (1) 評価委員会の委員は、推薦又は応募に伴い提出された書類をもとに、委員候補者毎に別表に掲げる評価項目について、別に定める採点表により評価し、その評価点を算出する。
- (2) 各委員の評価点を合算した合計評価点を評価委員会で総合的に評価した上で、委員候補者の順位付けを行い、評価委員会の意見とする。なお、漁業者等委員については、総合的に評価する際に、委員候補者が営む漁業種類、操業区域及び住所又は事業場を有する地区に著しい偏りが生じないよう配慮する。
- (3) 合計評価点が5点以下となる者及び各評価項目（ただし、「多様な意見」は除く。）のうち、1つでも0点となる者は委員候補者の要件を満たしていないものと判断し、(2)の順位付けの対象外とする。

(報告)

第3 評価委員会は、前条により評価を行った後、委員候補者の評価結果を記載した報告書を作成し、知事に報告するものとする。

附 則

この要領は、令和6年9月5日から施行する。

別表

区分	評価項目		評価基準
漁業者等委員候補者	1	漁業に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業や漁場の利用に関する知識及び知見があるか ・ 漁業に関する経験があり、現場に精通しているか ・ 推薦者が地域の漁業者を代表しているか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 漁業者や地域からの信頼や指導力、調整力があるか
	3	多様な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか ・ 若い世代の意見を反映できるか
学識経験委員候補	1	漁業に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理、漁業経営、漁業制度に関する知識及び知見があるか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 資源管理や漁業経営、漁業制度などの専門的な立場での判断や発言が期待できるか
	3	学識経験	<ul style="list-style-type: none"> ・ 資源管理、漁業経営、漁業制度に関する業務経験があるか ・ 水産関係大学を卒業した者か ・ その他、資源管理、漁業経営、漁業制度に関する知識等を有すると判断できるか
	4	多様な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか ・ 若い世代の意見を反映できるか
中立委員候補	1	漁業に関する識見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 漁業に関する知識及び知見があるか
	2	職務の適切な遂行能力	<ul style="list-style-type: none"> ・ 職務内容の理解や職務への意欲があるか ・ 資源管理や漁業経営、漁業制度などの専門的な立場での判断や発言が期待できるか
	3	客観的な判断	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中立性があり、利害関係を有せず、公平・公正な立場での判断や発言が期待できるか
	4	多様な意見	<ul style="list-style-type: none"> ・ 委員候補者のうち、少ない比率の性別に属しているか ・ 若い世代の意見を反映できるか